平成２２年（フ）第１１９号
静岡県掛川市印内37番地の３
債務者　村松　修次
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹山　定志
４　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月８日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
静岡県浜松市中区新津町456番地、前住所静岡県浜松市中区新津町457番地
債務者　鈴木　良己
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多和田洋二
４　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月15日午後３時
６　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
富山県高岡市長江136番地２
債務者　池田　英司
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大原　弘之
４　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月24日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４８号
富山県高岡市長江136番地２
債務者　池田　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大原　弘之
４　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月24日午前10時55分
６　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６４７号
神奈川県大和市渋谷３丁目４番地６
債務者　八代　直人
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月30日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８号
神戸市北区桂木２丁目35　Ｂ―412、住民票上の住所神戸市北区松が枝町３丁目２番地の６
債務者　大出　正廣
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田辺　重徳
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
神戸市北区桂木２丁目35　Ｂ―412、住民票上の住所神戸市北区松が枝町３丁目２番地の６
債務者　大出　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田辺　重徳
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１号
広島市南区宇品東７丁目10番２号
債務者　今井　芳雄
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　郷平
４　破産債権の届出期間　平成22年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５４号
大分県豊後大野市千歳町柴山1167番地１　千歳ハイツ・エイブル、申立時の住所大分県佐伯市鶴見大字地松浦1250番地　介護事業所ひだまり
債務者　河野　良三
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
広島県東広島市福富町上竹仁235番地３
債務者　吉田　信次
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　　寛
４　破産債権の届出期間　平成22年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午後１時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の185
債務者　あんふぁんこと　岡田　典子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
４　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８号
大分県竹田市久住町大字栢木字原618番地５、住民票上の住所大分県竹田市大字飛田川2557番地５
債務者　藤井　順子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　利武
４　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
大分地方裁判所竹田支部